

平成16年度臨時總會資料

平成16年10月18日(月)

全国都市会館第一会議室

全国積雪寒冷地帯振興協議会

目 次

1. 平成 16 年度臨時総会会議次第	1
2. 第 1 号議案：平成 17 年度組織見直しについて	2
3. 第 2 号議案：平成 16 年度事業報告並びに決算の扱いについて	10
4. 第 3 号議案：規約の改正について	11
5. 第 4 号議案：第 2 期役員を選任について	16

全国積雪寒冷地帯振興協議会
平成16年度臨時總會會議次第

日時：平成16年10月18日(月) 午後1時30分
場所：全国都市会館第1号會議室(3F)

1. 開 会

2. 会 長 挨 拶

3. 議 長 選 出

4. 議 事

第1号議案 平成17年度組織見直しについて

第2号議案 平成16年度事業報告並びに決算の扱いについて

第3号議案 規約改正について

第4号議案 役員を選任について

5. 閉 会

平成17年度組織見直しについて

本会組織を平成17年度より次のとおり見直す。

1. 三位一体改革の進展や本会の状況変化を踏まえ、本会組織の目的を大規模豪雪災害や関係法制度の抜本見直し等臨時的特別の活動を主体としたものへ転換する。
併せて、通年の日常活動は組織目的を達成するため連携組織を円滑に維持運営する上で必要且つ可能な範囲で実施する。
2. 平成16年度の地方交付税の減額がもたらした地方財政の破綻を配慮し、平成17年度以降当分の間会費を無料とする。(但し、大規模豪雪災害等特別の予算対応が必要と合意された際は臨時徴収)
3. 平成17年度以降の組織体制は、本会組織目的の変更(臨時的特別活動を主体)や市町村合併による会員の大幅減少等を踏まえ組織機構(会議機構、役員機構)の簡素化を図る。
4. 本会の財政状況(会費の無料化)並びに事務局の人的状況(研修体制の崩壊等)を踏まえ東京に設置した専従職員による事務局を廃止し、平成17年度より事務局を会長道府県に移管する。

全国積雪寒冷地帯振興協議会 平成17年度組織見直し方針

I 平成15年度組織統合から組織見直しに至る経緯

1. 地方の雪対策運動の統合取組

本会は、内部的には時代の変化に対応した活動（政策提言活動等）の展開と運動の合理化を図るため、外部的には予てより政府・与党から意見があった地方の雪対策運動の再編・統合に対応するため、まず既に事務局が一体となっていた旧全国雪寒地帯対策協議会及び全国特別豪雪地帯市町村協議会の組織統合により平成15年4月1日付けで設立された。

次のステップである第2段階の統合については、本会統合と平行して対象とした全国雪寒都市対策協議会（事務局は全国市長会）及び全国豪雪地帯町村対策協議会（事務局は全国町村会）と協議を重ねた結果、地方の雪対策運動の統合については合意を得られた。しかしながら、活動の要となる事務局の移管については、その対象とした全国雪寒都市対策協議会から引き受けは無理との拒否があり、次の統合への取組は断念せざるを得ない状況と判断される。

2. 統合後の本会の活動取組状況

本会は、活動の目標として時代の変化に対応した新たな雪対策への取り組み、活動手法として政策提言活動や情報活動の強化を重点に取り組んでいる。

また、これらの活動のためのマンパワーとして研修生2人体制を準備したが、副会長市の突発事情により実現できず（平成15年度は研修生1人（他に臨時職員を1人）平成16年度は研修生1人（臨時職員はカット）となり、当初予定した活動の一部は縮小し重点業務に絞って取り組んできた。

① 政策提言活動

雪対策の根幹である冬期道路交通確保対策の基本制度となっている雪寒事業について第11次雪寒5カ年計画終了（平成14年度末）の時点にあたったこともあり、その実績と課題を検討した結果、雪寒事業は時代の転換期に入ったとの認識を得、道府県、市町村の道路担当者の協力を得てワーキング活動を開始し、平成15年度は次の成果を得ている。（全会員へ報告済み）

* 「新たな公共事業の枠組みの下での雪寒事業に関する要望提言」(平成 15 年 8 月)

* 「請負除雪体制の崩壊と再構築」(平成 16 年 3 月)

上記報告は、機械除雪体制の主流となっている民間業者による請負除雪体制の崩壊のプロセスを初めて体系的に整理したもので、国、自治体の道路担当者や請負除雪業者からの反応を見ると請負除雪事業の現状に深く切り込んだ問題提起を行えたと評価している。

本年度(平成 16 年度)は、請負除雪体制の再構築課題の具体化を目標に次の課題に絞って出来る限り質の高い政策提言を目指しワーキング活動を展開中である。

* 除雪機械のリース制度

* 請負除雪シーズン保証制度

② HP の立ち上げ

情報化社会の進展を配慮し、会員等の行政機関に止まらず一般への情報提供を対象とした HP を平成 15 年 10 月に立ち上げ情報提供に努めてきた。(現在までに 2 千件を超えるアクセス、HP を通したより詳細な情報提供依頼、掲載情報の更新・追加の要請等を頂いた)

しかしながら、平成 16 年度もマンパワーの回復(逆に削減)がならず、HP の命である弛まない情報更新は大きく制約されているところである。

II 組織見直しが緊要となった事情

本会は、マンパワー不足により活動を重点に絞りながら組織統合の目的に沿い政策提言活動等に対処してきたが、その後の急激な状況変化により再度の抜本的組織の見直しが緊要となってきた。

1. 未曾有の地方財政危機により生じた会費不払い・脱会の動きは平成 17 年度に 一挙に増大し、現行組織体制瓦解の恐れ

平成 16 年度の地方交付税の減額は財政基盤が弱小な市町村に大打撃をもたらし、数団体から会費支払不能、脱会の協議という形で影響してきたが(撤回を協議中)、三位一体改革の進展による更なる財政逼迫、近年の長期に渡る小雪傾向・大規模な市町村合併(多くは小さい特豪地域がより大きい非豪雪地域に飲み込まれる)がもたらす雪への意識低下の深化等が相乗し、平成 17 年度には会費不払い・脱会の動きが一挙に増大する懸念があり、今年度出来る限り早期に抜本的対応を提示しないと手の打ちようがないまま自壊する危機が生じてきた。

2. 三位一体改革の進展

三位一体改革の進展は、雪対策についても国と地方の役割分担の大きな変革が想定され（従前、国が構築してきた雪対策については、地域振興的性格の事業は地方へ移管されるが、56豪雪レベルの大規模災害対策並びに豪雪災害を未然に防止する除雪事業や高度で大規模な防雪事業等は三位一体改革の進展にかかわらず国の一定の役割負担が不可欠と考えられる）、地方の雪対策運動は平成15年度の組織統合の方向をも超えた見直し時期が到来しつつあるものと判断される。

3. 本会の財政事情並びに人的事情から現行組織体制は平成16年度が限界

(1) 財政事情の急変

- * 特豪市町村合併の状況は、本年度の地方交付税削減を契機に一挙に拡大しており、当然会費の大幅減収に直結する。（参考資料1）
- * 更に、次の項で述べる会員の脱落を防止するための方策として会費の無料化に踏み切らざるを得ないと判断され、これにより協議会の財政事情は急変する。

(2) 人的事情

- * 副会長市の事情により、研修生2名体制が実現出来ず、副会長制度による研修生派遣体制が実質的に崩壊したことから、今後研修生を手当てすることが不可能となった。
- * 財政事情の急変（会費の無料化）からも専従職員や研修生の継続は不可能となった。

(3) 現行体制の限界

- * 統合組織が目的とした政策提言等の通常活動及びそれを支えるプロパー職員の維持は、財政事情からも人的事情からも平成16年度が限界となった。

Ⅲ 組織見直しの基本的方向

1. 本会組織の目的や業務の見直しによる連携組織の継続

本会は、現状のままでは組織存続の危機にあるが、次の点を考慮すると運動組織を直ちに解散することは適切ではなく、会員（法律指定団体）の連携を維持し協議会の財政や事務体制の実情に対応して、組織存続目的の見直しや業務活動の縮小等抜本的組織見直しにより当分の間法律指定を受けた地方団体の一致団結した連携組織の維持を図ることが肝要と考えられる。

- * 本会組織の基礎となっている関係法律と地域指定が現に存続していること
- * 雪対策の基本は豪雪災害対策であり、三位一体改革の動向にかかわらず大規模豪雪災害時の地方の運動組織基盤の存続が必要であること
- * 本会が提言要望した特別豪雪地帯の特例措置が平成 23 年度まで継続中であること

IV 組織見直しの概要

1. 組織目的の変更

上記の現組織体制存続の必要性を踏まえ本会組織の目的を次のように見直す。

- * 大規模豪雪災害や関係基本法令の見直しに対応した活動を実施する組織
- * 上記目的を円滑に実施するため、連携組織を運営する上で必要且つ可能な日活動の実施

2. 法律指定団体の連携組織を維持するため会費の無料化（特別の際は臨時徴収）

本年度生じた会費不払い・脱会の動きが、雪対策運動の否定ではなく三位一体改革の中で強行された地方交付税の大幅削減による未曾有な地方財政の危機にあることから会費を当分の間徴収せず、退会の実質的事由を事実上消滅させることとする。（但し、大規模豪雪災害等臨時的活動に要する経費が必要と合意された際は臨時徴収）

※ 平成 17 年度以降の財政見直し

会費無料化により、会の財源は平成 16 年度決算剰余金（現時点での見込みで 1,800 万円程度）となり、この範囲で運営することとなるが、見直しとしては特豪の特例措置が期限切れとなる平成 23 年度までに法の抜本的見直しとそれに対応して本会組織の再見直しが必死と展望されるため、同剰余金で最長でも 7 年間（年間約 250 万円）業務運用することとなる。（三位一体改革の進展、豪雪大規模災害等があれば早期な見直しも想定される）（参考資料 2）

3. 平成 17 年度以降の組織体制と活動の概要

課 題	現 行	平成 17 年度見直し方向
1. 組織目的	* 時代の変化に対応した調査研究 啓発宣伝、政策提言等	* 大規模豪雪災害及び関連基本法制度の 見直し時の法律指定団体の連携活動並 びに目的達成に必要な範囲での日常活動
2. 組織機構 (1) 会 議	* 総 会 最高議決機関として年 1 回開催 * 理事会 総会に付議する事項並びに会運営上 の重要事項の審議機関（年 2 回程度 開催） * 評議員会 日常業務の審議機関（年 3 回程度開 催）	* 総 会 会長判断により、特段の重要事項等を 審議する臨時的機関へ位置付け * 理事会 現行の総会・理事会・評議員会の機能 を統括し年 1 回の開催 * 評議員会 日常業務の縮小を考慮し、廃止
(2) 役 員	* 役 員 総会で選出（役員の定員、配分選出 法は規約の付属資料の形で総会承認）	* 役 員 ・ 役員の任期（2 年）、知事役員のブロッ ク選出・輪番制は踏襲、市町村長役員 は知事役員道府県から当該市町村長の 推薦を受け選定 ・ 役員定数は、知事役員 4 名（会長 1 名 を含む）、市町村長役員 4 名（副会長 1 名を含む）、監事 2 名（市町村長） ・ 会長は、当面新潟県知事
(3) 事務局	* 事務局 所在地：東京 専従事務局	* 事務局 専従事務局体制は廃止し、会長道府県 へ移管、なお事務局移管後総会開催案 内等の事務処理については、原則とし て会員道府県を通して行う
(4) 事 業	① 平成 16 年度事業 * 政策提言活動（ワーキング活動） * 予算等要望活動（2 回） * 調査研修広報活動 ・ H P の運用 ・ 雪セミナーの開催 ・ 機関誌の発刊 ・ 雪寒事業便覧の発刊 ・ 会員団体への企画支援 * 会 議 ・ 定期総会、臨時総会（各 1 回） ・ 理事会（3 回） ・ 評議員会（3 回）	① 平成 17 年度事業 * 要望提言意見交換活動 * 情報提供活動 ・ H P の運用 ・ 雪セミナーの開催 * 会 議 理事会（1 回） * 大規模豪雪災害等への対応

4. 専従職員を置く事務局を廃止し、事務局を会長道府県に移管

東京に設置している専従事務局は、目的や活動内容の見直し、財政面（会費の無料化）や人的事情から（研修生派遣体制の崩壊等）からも維持できないため平成 16 年度で廃止する。

廃止後については、事務局を平成 17 年 4 月 1 日付けで会長道府県に移管する。

※ 組織見直しの方向として次の 2 案も検討されたが適当でないと判断された。

(ア) 入退会のフリー化

この案では、組織の求心力を強化するメリットがあるが、宮城県退会問題への対応の際、本会は法律指定全団体の連携組織として存続させる方針を堅持したことからも組織の崩壊に繋がりがねないと判断された。

(イ) 会費の大幅減額

会費不払い、退会通告の事由（協議会や運動の在り方ではなく逼迫した財政状況から負担金の支払不能）を勘案すると会費の額ではなかったことから会費の大幅減額でも会費不払いや退会の流れを効果的に防止することは無理と判断された。

参考資料 1

合併に伴う特別豪雪地帯市町村数の変動見通し

平成 16 年 9 月 2 日総務省資料による

平成 16 年度

	特豪市町村数	合併市町村数	会員減数
平成 16 年 1 月 1 日現在	280		
平成 16 年 2 月 1 日現在	278	3	△ 2
平成 16 年 11 月 1 日現在	268	15	△ 10
平成 16 年 12 月 1 日現在	268	1	0
平成 17 年 1 月 1 日現在	254	21	△ 14
平成 17 年 2 月 1 日現在	249	8	△ 5
平成 17 年 3 月 31 日現在	190	105	△ 59
合 計	184	153	△ 90

※ 合併期限未定会員は平成 17 年 3 月 31 日現在に集計した。

平成 17 年度

	特豪市町村数	合併市町村数	会員減数
平成 17 年 4 月 1 日現在	179	7	△ 5
平成 17 年 5 月 1 日現在	174	2	△ 1
平成 17 年 9 月 1 日現在	173	2	△ 1
平成 17 年 10 月 1 日現在	172	7	△ 4
平成 18 年 3 月 31 日現在	168	1	0
合 計	168	19	△ 11

参考資料 2

平成 16 年度末精算財産見込み

* 平成 16 年度一般会計決算剰余金見込み ¥ 2,600,000 円

* 平成 16 年度調査研究積立金剰余見込み ¥ 15,440,000 円

合 計 ¥ 18,040,000 円

平成 16 年度事業報告並びに決算の扱いについて

平成 16 年度業務並びに予算の執行は、東京に設置している専従職員による事務局を廃止する事情等から平成 17 年 2 月末までに終了し、平成 16 年度事業報告並びに平成 16 年度決算については本年度末までに監事の監査と理事会の承認を経て、結果を会員へ報告することとする。

なお、本年度会費不払い、脱会協議のあった会員については撤回を協議中であるが、万一会費未納が生じた場合は、平成 17 年度へ未納金として持ち越さず、平成 16 年度の欠損金として処理する。

また、事務局移管に伴い不要となった財産については、理事会の承認を経て処分し、結果を会員へ報告することとする。

全国積雪寒冷地帯振興協議会規約の改正について

全国積雪寒冷地帯振興協議会の規約の一部を次のように改正する。

1. 第 2 条の道府県並びに市町村が緊密に連携し、以下を「大規模豪雪災害並びに関係基本法制度の見直しに対処することを目的とする。」に改める。
2. 第 4 条第 1 項を「大規模豪雪災害並びに関係基本法制度の見直しに対する要望提言」に改める。
3. 第 5 条第 1 項第二号中副会長「若干名」を「1 名」に改める。
第 5 条第 2 項中「総会」を「理事会」に改め、但し書きを「監事は理事会の承認を経て、会長が市町村長会員の中から指名する。」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。
第 5 条第 3 項 役員が任期中に第 3 条に定める職を退任した場合は、後任の職の者が補欠就任する。
第 5 条第 3 項を第 4 項に、以下順次繰り下げる。
4. 第 7 条を削除する。
5. 第 8 条第 1 項中「及び評議員会」を削除する。
第 8 条第 2 項の但し書きを削除する。
第 8 条第 3 項の総会は以下を、「特段の重要事項を臨時的に審議する機関とする。」に改める。
第 8 条第 4 項の会長、副会長及び知事を持って構成し、以下を「会の運営に関する重要事項を審議する。」に改める。
第 8 条第 5 項を削除する。
第 8 条「第 6 項」を「第 5 項」に「第 7 項」を「第 6 項」に改める。
6. 第 9 条第 1 項の事務局の前に「会長道府県に」を挿入する。
7. 第 10 条第 1 項の「分担金」を「平成 16 年度剰余金」に改める。
8. 第 11 条を削除する。
9. 第 8 条を第 7 条に以下第 10 条までを順次繰り上げる。
第 12 条を第 10 条に改める。

附 則

- 1 この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

全国積雪寒冷地帯振興協議会規約新旧対照表

現 行 規 約	改 正 規 約
<p>(名 称) 第1条 この会は、全国積雪寒冷地帯振興協議会と称する。</p> <p>(目 的) 第2条 この会は、積雪寒冷地帯の道府県並びに市町村が緊密に連携し、積雪寒冷地帯における安全・快適な生活環境の実現や産業基盤の整備を推進するとともに雪や寒さを活用する新たな施策の展開、これら地域からの情報の発信を行い、もって積雪寒冷地帯の振興に資することを目的とする。</p> <p>(組 織) 第3条 この会は、次に定める団体の知事並びに市町村長をもって組織する。 一 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第37号）に基づき豪雪地帯の指定を受けた道府県並びに特別豪雪地帯の指定を受けた市町村</p> <p>(事 業) 第4条 この会は、第2条の目的達成のため次の事業を行う。 1 積雪・寒冷に係る諸課題の解決に必要な調査研究、啓発宣伝及び政策提言 2 会員相互及び関係機関との連絡提携 3 その他目的達成のため必要と認められる事業</p>	<p>(名 称) 第1条 この会は、全国積雪寒冷地帯振興協議会と称する。</p> <p>(目 的) 第2条 この会は、積雪寒冷地帯の道府県並びに市町村が緊密に連携し、大規模豪雪災害並びに関係基本法制度の見直しに対処することを目的とする。</p> <p>(組 織) 第3条 この会は、次に定める団体の知事並びに市町村長をもって組織する。 一 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第37号）に基づき豪雪地帯の指定を受けた道府県並びに特別豪雪地帯の指定を受けた市町村 二 積雪寒冷特別地域における道路交通確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）の規定に基づき指定された雪寒指定路線をその区域を含む道府県</p> <p>(事 業) 第4条 この会は、第2条の目的達成のため次の事業を行う。 1 大規模豪雪災害並びに関係基本法制度の見直しに対する要望提言 2 会員相互及び関係機関との連絡提携 3 その他目的達成のため必要と認められる事業</p>

現行規約	改正規約
<p>(役員)</p> <p>第5条 この会に次の役員を置く。</p> <p>一 会長 1名</p> <p>二 副会長 若干名</p> <p>三 理事 別に定める定数</p> <p>四 監事 2名</p> <p>2 役員は、総会において選出する。</p> <p>ただし、会長を除く役員が任期中に第3条に定める職を退任した場合は、後任の職の者が補欠就任する。</p> <p>3 会長は、この会を代表し、会務を総理する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはまたは欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>5 理事は、この会の重要事項を審議する。</p> <p>6 監事は、この会の会計を監査する。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第6条 役員は、任期は2年とする。</p> <p>ただし、会長、副会長は再任を妨げない。</p> <p>2 補欠によって就任した役員は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。</p> <p>(評議員)</p> <p>第7条 この会に、評議員を置く。</p> <p>2 評議員は、会長が委嘱する。</p>	<p>(役員)</p> <p>第5条 この会に次の役員を置く。</p> <p>一 会長 1名</p> <p>二 副会長 1名</p> <p>三 理事 別に定める定数</p> <p>四 監事 2名</p> <p>2 役員は、理事会において選出する。</p> <p>ただし、監事は理事会の承認を経て、会長が市町村長会員の中から指名する。</p> <p>3 役員が任期中に第3条に定める職を退任した場合は、後任の職の者が補欠就任する。</p> <p>4 会長は、この会を代表し、会務を総理する。</p> <p>5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはまたは欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>6 理事は、この会の重要事項を審議する。</p> <p>7 監事は、この会の会計を監査する。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第6条 役員は、任期は2年とする。</p> <p>ただし、会長、副会長は再任を妨げない。</p> <p>2 補欠によって就任した役員は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。</p> <p>(削除)</p>

現 行 規 約	改 正 規 約
<p>(会 議)</p> <p>第8条 この会の会議は、総会、理事会及び評議員会とする。</p> <p>2 会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。但し、評議員会は、評議員の互選によりこれを代行することができる。</p> <p>3 総会は、最高の意思決定機関とし、この会の運動方針、歳入歳出予算・決算、規約の改廃、役員を選任など重要事項を審議する。</p> <p>4 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、総会に付議すべき事項その他会の運営に関する重要事項を審議する。</p> <p>5 評議員会は、会長が指示した事項について審議する。</p> <p>6 会議の成立は、定員の1/2以上（委任状を含む）とする。</p> <p>7 会議の議決は出席者総数の1/2以上とする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第9条 この会の事務を処理するため事務局を置く。</p> <p>2 事務局には、事務局長その他所要の職員を置くものとし、会長が任命する。</p> <p>(財 政)</p> <p>第10条 この会の運営に必要な経費は、<u>分担金</u>その他の収入をもってあてる。</p> <p>2 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(基 金)</p> <p>第11条 調査研究活動に宛てるため基金を設けることができる。</p>	<p>(会 議)</p> <p>第7条 この会の会議は、総会、理事会とする。</p> <p>2 会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。</p> <p>3 総会は、特段の重要事項を臨時的に審議する機関とする。</p> <p>4 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会の運営に関する重要事項を審議する。</p> <p>5 会議の成立は、定員の1/2以上（委任状を含む）とする。</p> <p>6 会議の議決は出席者総数の1/2以上とする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 この会の事務を処理するため会長道府県に事務局を置く。</p> <p>2 事務局には、事務局長その他所要の職員を置くものとし、会長が任命する。</p> <p>(財 政)</p> <p>第9条 この会の運営に必要な経費は、<u>平成16年度剰余金</u>その他の収入をもってあてる。</p> <p>2 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(削除)</p>

現行規約	改正規約
<p>(雑則) 第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の承認をへて会長が定める。</p> <p>附則 1 この規約は平成15年4月1日から施行する。</p>	<p>(雑則) 第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の承認をへて会長が定める。</p> <p>附則 1 この規約は平成17年4月1日から施行する。</p>

全国積雪寒冷地帯振興協議会第2期役員の選任について

第2期以降の役員選任基準については、次のとおりとする。

1. 役員定数

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 会長 | 1名（知事理事より） |
| (2) 副会長 | 1名（市町村長理事より） |
| (3) 理事 | 8名 |
| ① 知事 | 4名 |
| ② 市町村長（市長） | 4名 |
| 小計 | 8名 |
| (4) 監事 | 2名（市町村長） |
| 合計 | 10名 |

2. 候補者選定方法

- | | |
|----------|-----------------------|
| ① 会長、副会長 | 理事会で選定 |
| ② 知事役員 | 現ブロックより各2名、輪番制 |
| ③ 市町村役員 | 知事役員道府県より当該市町村長会員から推薦 |

第2期以降役員名簿（案）

1. 知事役員

(1) 東ブロック

- | | |
|-----------------------------|---------|
| ① 第2期（平成17年4月1日～平成19年3月31日） | 青森県、新潟県 |
| ② 第3期（平成19年4月1日～平成21年3月31日） | 岩手県、長野県 |
| ③ 第4期（平成21年4月1日～平成23年3月31日） | 秋田県、山梨県 |
| ④ 第5期（平成23年4月1日～平成25年3月31日） | 宮城県、群馬県 |
| ⑤ 第6期（平成25年4月1日～平成27年3月31日） | 茨城県、栃木県 |

(2) 西ブロック

- | | |
|-----------------------------|---------|
| ① 第2期（平成17年4月1日～平成19年3月31日） | 滋賀県、島根県 |
| ② 第3期（平成19年4月1日～平成21年3月31日） | 愛知県、兵庫県 |
| ③ 第4期（平成21年4月1日～平成23年3月31日） | 京都府、岡山県 |
| ④ 第5期（平成23年4月1日～平成25年3月31日） | 石川県、広島県 |
| ⑤ 第6期（平成25年4月1日～平成27年3月31日） | 富山県、山口県 |

2. 市町村長役員

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| ① 第2期（平成17年4月1日～平成19年3月31日） | 第2期知事役員道府県からの推薦による |
|-----------------------------|--------------------|